

※ 以下、略称は次のとおり表示しています。

法：都市計画法

政令：都市計画法施行令

省令：都市計画法施行規則

条例：都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

細則：習志野市開発行為等規制細則

○ 開発行為許可申請書の作成要領

【提出部数：正本1部・副本1部】

1. 図書

書 類 名	作 成 要 領
☐ 1. 開発行為許可申請書 省令別記様式第二 省令第16条第1項	☐ 許可申請者住所氏名は、住民票の写し(法人の登記事項証明書)、戸籍全部事項証明書、印鑑登録証明書等に記載されている名称で記入してください。 ☐ 【1欄】開発区域に含まれる地域の名称は、開発区域に含まれるすべての土地の所在及び地番を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合には、別紙に記入のうえ添付してください。 ☐ 【2欄】開発区域の面積は、実測面積を記入してください。 ☐ 【3欄】予定建築物等の用途は、具体的な建築物の用途、特定工作物の用途、主要用途等を記入してください。 ☐ 【4欄】工事施行者住所氏名は、住民票の写し(法人の登記事項証明書)、建設業許可証明書等に記載されている名称で記入してください。(法人で建設業許可のない支店名で申請する場合には、建設業許可を取得している本社名と併記することにより、申請は可能です。) ※ <u>工事施行者は決定した上で申請してください。</u> ☐ 【5欄】工事着手予定年月日は、工程計画に基づき記入してください。 ☐ 【6欄】工事完了予定年月日は、工程計画に基づき記入してください。 ☐ 【7欄】自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するものその他のものの別を記入してください。 ☐ 【8欄】法第34条の該当号及び該当する理由は、市街化調整区域の場合に記入してください。 ☐ 【9欄】その他必要な事項は、農地法その他関係法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。(例：農地法第5条の規定による許可申請中)

☐ 2. 設計説明書 省令第16条第2項第3号 ◇ (1) その一 (設計の概要) 細則別記第1号様式 細則第4条 ◇ (2) その二 (公共施設の管理者等に関する事項) 細則別記第2号様式 細則第4条	☐ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、原則として添付は不要ですが、極力添付してください。 ☐ 【1欄】設計の方針は、開発行為の目的、予定建築物、施行目標等を記入してください。 ☐ 【2欄】土地の現況は、公簿面積を記入してください。なお、面積は平方メートル、比率はパーセントとします。 ☐ 【3欄】土地利用計画は、実測面積を記入してください。なお、面積は平方メートル、比率はパーセントとします。 ☐ 【4欄】公共施設整備計画の面積及び比率は、土地利用計画の公共施設より、各区分に記入してください。なお、比率は開発区域面積に対する比率とし、面積は平方メートル、比率はパーセントとする。 ☐ 【4欄】公共施設整備計画の都市計画街路は、都市計画道路の名称等を記入してください。 ☐ 【5欄】計画内容は、開発行為により設置される特定工作物等の計画内容等を記入してください。 ☐ 【6欄】摘要は、開発行為により設置される公益施設(学校・保育所・幼稚園・官公庁施設・購買施設・医療施設)の用地の面積等を記入してください。 ☐ 番号は施設の種別別に付してください。 ☐ 公共施設の次に公益施設を記入してください。 ☐ 公共施設の摘要には、(新設)(付け替え)(拡幅)の別を記入し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記入してください。
☐ 3. 資金計画書 ◇ (1) 資金計画書 省令別記様式第三 省令第15条 省令第16条第5項 ◇ (2) 工事費(附帯工事費含む)の内訳明細書 細則第5条第1項ただし書 細則第5条第1項第1号	☐ 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、添付は不要ですが、極力添付してください。 ☐ 工事費の内訳明細書に基づいて記入してください。 ☐ 年度別資金計画は、年度別の工事見積、資金計画に基づいて記入してください。 ☐ 収入の金額が支出の金額より多いことを確認してください。 ☐ 附帯工事費を含めて500万円未満の場合は、添付は不要です。 ☐ 資金計画書の工事の種別で、金額がわかるようにしてください。 ☐ 申請書に記載されている工事施行者の発行する工事費の内訳明細書であるか確認してください。

◇ (3)資金証明書(残高証明書、融資証明書等) 細則第1項第1項第2号	☐ 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類を添付してください。 ☐ 残高証明書や融資証明書等に、日付、金額、金融機関名、金融機関承認印があるか確認してください。
☐ 4. 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書(全部事項証明書) 細則第6条第1項第2号	☐ 全部事項証明書を添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。
☐ 5. 申請者の資力及び信用に関する書類 細則第6条第1項第3号 細則第6条第2項 【法人の場合】 ◇(1)法人の登記事項証明書(全部事項証明書) 細則第6条第2項第1号 ◇(2)前年度の財務諸表 細則第6条第2項第2号 ◇(3)法人税に関する納税証明書 細則第6条第2項第2号 ◇(4)事業経歴書 細則第6条第2項第3号 【個人の場合】 ◇(1)住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 細則第6条第2項第1号 ◇(2)資産に関する調書 細則第6条第2項第2号	☐ 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあつては、住民票の写し又は法人の登記事項証明書のみ添付してください。 ☐ 全部事項証明書を添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 許可申請書、施行同意書、土地登記事項証明書、印鑑証明書、残高証明書、融資証明書等と照合してください。 ☐ 申請者の財務諸表であるか確認してください。 ☐ 赤字決済がないことを確認してください。 ☐ 納税証明書は、その1からその3まで添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 法人税の未納額がないことを確認してください。 ☐ 開発行為の施行に係る経歴書を添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 許可申請書、施行同意書、土地登記事項証明書、印鑑登録証明書、残高証明書、融資証明書等と照合してください。 ☐ 住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付してください。 ☐ 資産に関する調書は、固定資産評価証明書若しくは固定資産税名寄帳等の資産に関するものを添付してください。

◇(3)所得税に関する納税証明書 細則第6条第2項第2号 ◇(4)事業経歴書 細則第6条第2項第3号	☐ 納税証明書は、その1からその3まで添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 所得税の未納額がないことを確認してください。 ☐ 開発行為の施行に係る経歴書を添付してください。
□6. 工事施行者の能力に関する書類 細則第6条第1項第4号 細則第6条第3項 【法人の場合】 ◇(1)法人の登記事項証明書(全部事項証明書) 細則第6条第3項第1号 ◇(2)工事経歴書 細則第6条第3項第2号 ◇(3)建設業者許可証明書 細則第6条第3項第3号 (建設業法第3条第1項、同法施行規則第1条の二第1項) 【個人の場合】 ◇(1)住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 細則第6条第3項第1号 ◇(2)工事経歴書 細則第6条第3項第2号 ◇(3)建設業者許可証明書 細則第6条第3項第3号 (建設業法第3条第1項、同法施行規則第1条の二第1項)	☐ 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、建設業者許可証明書は不要です。 ☐ 全部事項証明書を添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 開発行為に関する工事及び土木に関する工事の経歴書を添付してください。 ☐ 開発行為に関する工事の工事費(附帯工事費含む)が500万円未満のときは不要です。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。 ☐ 住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付してください。 ☐ 開発行為に関する工事及び土木に関する工事の経歴書を添付してください。 ☐ 開発行為に関する工事の工事費(附帯工事費含む)が500万円未満のときは不要です。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。

□7. 開発行為施行同意書 省令第17条第1項第3号 細則別記第3号様式 細則第6条第4項	□ 開発区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者等の権利を有する者の同意書には、当該同意をした者の印鑑登録証明書(各1部を申請書正本に添付)を添付してください。 □ 隣接地の所有者の同意書には、必要と認める場合に、印鑑登録証明書及び土地の登記事項証明書(全部事項証明書)を添付してください。 ※「必要と認める場合」…造成協力が必要な場合や境界の地形を変えたり、工事のために立ち入ったりする場合です。 □ 開発行為に影響のある道路及び排水施設等の用に供する施設の管理者の同意が必要となります。
□8. 公共施設の管理者の同意書 法第30条第2項 法第32条 政令第23条	□ 開発行為の施行に係る公共施設の管理者(道路、水路等で財産権を有する者等)の同意が必要です。
□9. 公共施設の管理に関する協議書 法第30条第2項 法第32条 政令第23条	□ 開発行為の施行により設置される公共施設を管理することとなる者との協議経過を示す書面及び図書を添付してください。公益施設についても併せて協議してください。 □ 協議事項は具体的に(面積等)を表示してください。 □ 船橋市、八千代市、千葉市と隣接する開発行為の場合、各市管理者との協議及び同意が必要となります。 □ 赤道及び水路の占用、付替、払下げ等については、市所管課若しくは、国、千葉県と協議し、確認出来る書類の添付が必要となります。 □ 開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合、義務教育施設の設置義務者と水道事業者(水道法第3条第5項)の協議報告、同意が必要となります。 □ 開発区域の面積が40ヘクタール以上の場合、一般電気事業者(電気事業法第2条第2項)、一般ガス事業者(ガス事業法第2条第2項)及び軌道経営者(軌道法)の協議報告、同意が必要となります。
□10. 設計者の資格を証する書類 省令第17条第1項第4号 ◇(1)開発行為に関する工事設計者の資格申告書 細則別記第4号様式 細則第6条第5項 ◇(2)最終学歴の卒業証明書 細則第6条第1項第6号	□ 開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為にあつては、添付は不要です。 ※ ただし、実務上、設計図の補正等について直接設計者と打合せすることになるので、1ヘクタール未満の開発行為についても、極力、(1)開発行為に関する工事設計者の資格申告書を添付してください。(この場合、(2)最終学歴の卒業証明書から(4)実務経歴を証する書類等までの書類の添付は不要です。)

◇(3)資格・免許等を証する書類 細則第6条第1項第6号 ◇(4)実務経歴を証する書類等 細則第6条第1項第6号	
□11. 給水に関する書類 法第33条第1項第4号	□ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、原則として添付は不要ですが、極力添付してください。 □ 公営水道(市企業局、県水道局)により給水される場合には、事前協議による回答書を添付してください。

2. 図面

□ 図面にはすべて設計者の記名・押印をしてください。

図 面 の 種 類	明 示 す べ き 事 項
□ 1. 位置図 縮尺 1/50,000 以上 省令第17条第2項	□ 開発区域の範囲を朱書してください。(都市計画図を利用してください。)
□ 2. 区域図 縮尺 1/2,500 以上 省令第17条第3項	□ 開発区域の範囲を朱書してください。(都市計画図を利用してください。)
□ 3. 公図の写し 縮尺 1/600 以上 細則第6条第1項第1号	□ 開発区域の地番を表示し、区域の境界を明示してください。 ※ 完了検査時には、道路、公園等に分合筆されたものを添付してください。
□ 4. 現況図 縮尺 1/2,500 以上 省令第16条第4項	□ 地形、開発区域の境界並びに開発区域の周辺の公共施設を明示してください。 □ 明示するもの【詳細】 (方位、縮尺、開発区域の境界線、敷地面積、B.M(位置、高さ)、道路の名称、道路現況幅員、道路認定幅員、道路勾配(変化点)、流水方向、既存道路路面下の排水管(雨水、污水、合流)(ヒューム管、塩ビ管(管径、流水方向)、横断暗渠(種別、円形(内径)、馬蹄径(幅×高さ)、矩形(幅×高さ)、卵型(呼び名)、開渠(U型側溝、L型側溝、LU型側溝、グレーチング側溝(幅×高さ)、その他開渠)、宅内桝類、雨水円形人孔、污水円形人孔、雨水角型人孔、污水角型人孔、河川、法面L型溝(流水方向)、桝、水道の位置、給水管、制水弁、消防水利施設(消火栓、防火水槽)、縁石、電柱の位置、電柱の支持線NTT 電話線、道路側溝、暗渠、水路、赤道、橋梁、RC 擁壁、間知石積み擁壁、重力式擁壁、垣根、生け垣、ブロック塀、フェンス(基礎)、ガードレール、ガードフェンス、落石防護柵、車止め(可動式又は固定式)、階段、園庭、植生界、畑、田、樹木、独立樹(広葉、針葉)、緩衝帯、隣家等

☐ 5. 開発区域の求積図 縮尺 1/500 以上 細則第6条第1項第5号	☐ 三斜法若しくは、座標法により求積し作成してください。 ☐ 境界確定書に従い、開発区域外周の寸法を明示してください。 ☐ 各宅地、道路、公園等の区別により求積し作成してください。
☐ 6. 土地利用計画図 縮尺 1/1,000 以上 省令第16条第4項	☐ 現況図から重ね図で描き起こし、利用種別ごとに色分けしてください。 ☐ 開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益施設の位置を明示してください。 ☐ 申請書(正本・副本)とは別に、開発登録簿の図面として、1部提出してください。 ☐ 明示するもの【詳細】 (方位、縮尺、開発区域の境界線、敷地面積、B.M(位置、高さ)、道路の名称、道路現況幅員、道路認定幅員、道路勾配(変化点)、流水方向、既存道路路面下の排水管(雨水、污水、合流)(ヒューム管、塩ビ管(管径、流水方向)、横断暗渠(種別、円形(内径)、馬蹄径(幅×高さ)、矩形(幅×高さ)、卵型(呼び名)、開渠(U型側溝、L型側溝、LU型側溝、グレーチング側溝(幅×高さ)、その他開渠)、宅内樹類、雨水円形人孔、污水円形人孔、雨水角型人孔、污水角型人孔、河川、法面L型溝(流水方向)、柵、水道の位置、給水管、制水弁、消防水利施設(消火栓、防火水槽)、縁石、電柱の位置、電柱の支持線 NTT 電話線、道路側溝、暗渠、水路、赤道、橋梁、RC 擁壁、間知石積み擁壁、重力式擁壁、垣根、生け垣、ブロック塀、フェンス(基礎)、ガードレール、ガードフェンス、落石防護柵、車止め(可動式又は固定式)、階段、園庭、植生界、畑、田、樹木、独立樹(広葉、針葉)、緩衝帯、隣家、コンクリート敷、アスファルト敷、砂利敷、土、砂地、工区の境界線、街区番号、宅地番号、公共公益施設、造成計画高、敷地面積)
☐ 7. 造成計画平面図 ☐ 計画平面図 縮尺 1/1,000 以上 省令第16条第4項 細則第6条第1項第6号	☐ 現況図から重ね図で描き起こし、切土は黄色、盛土は赤で色分けしてください。 ☐ 開発区域の境界を記入してください。 ☐ 切土又は盛土をする土地の部分のがけ(地表面が30度を超える角度をなす土地で岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。)又は擁壁の位置を記入してください。 ☐ 道路の位置、幅員及び勾配を記入してください。 ☐ 宅地の地盤高、面積を記入してください。
☐ 8. 造成計画断面図 ☐ 宅地横断面図 縮尺 1/1,000 以上 省令第16条第4項 細則第6条第1項第6号	☐ 断面箇所は計画平面図に記入してください。 ☐ 現況地盤面、計画地盤面を図示し、その差を切土は黄色、盛土は赤で着色してください。 ☐ 切土又は盛土をする前後の地盤面を記入してください。 ☐ 道路の位置、幅員及び勾配を記入してください。 ☐ 宅地の地盤高、面積を記入してください。

☐ 9. 排水施設計画平面図 縮尺 1/500 以上 省令第16条第4項	☐ 排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れ方向、吐け口の位置及び放流先の名称(区域外排水も含めその接続状況を明示)を記入してください。
☐ 10. 排水計画断面図 縮尺 1/500 以上 細則第6条第1項第6号	☐ 排水計画の算定資料(雨水、汚水の流量計算書等)、排水流末系統図、排水関係縦断面図(各排水系統ごとの縦断を示すもの)で、マンホールの位置、勾配、計画高、土かぶり高等を表示してください。
☐ 11. 給水施設計画平面図 ☐ 給水配管平面図 ☐ 給水施設平面図 ☐ 給水施設構造図 ☐ 貯水槽構造図 縮尺 1/500 以上 省令第16条第4項	☐ 給水施設の位置、形状、内法寸法及び取水方法並びに消火栓の位置を記入してください。 ☐ 排水施設計画平面図にまとめて図示しても支障ありません。
☐ 12. がけの断面図 ☐ がけの平面図 ☐ 防災計画平面図 ☐ 防災施設構造図 ☐ 地盤調査報告書 縮尺 1/50 以上 省令第16条第4項	☐ がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法を記入してください。
☐ 13. 擁壁の断面図 ☐ 擁壁構造図 ☐ 擁壁展開図 ☐ 構造計算書 ☐ 地盤調査報告書 縮尺 1/500 以上 省令第16条第4項	☐ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、浸透層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法を記入してください。 ☐ 擁壁の高さが1mを超える場合は構造計算書も添付してください。
☐ 14. 道路計画平面図・縦断面図 ☐ 道路計画平面図 ☐ 道路縦断面図 ☐ 道路横断面図 縮尺 1/1,000 以上 省令第16条第4項 細則第6条第1項第6号	☐ 道路の位置、幅員及び勾配を記入してください。 ☐ 宅地の地盤高、面積を記入してください。 ☐ 道路縦断面図は、路線ごとに断面を示してください。 ☐ 道路横断面図は、幅員ごとの標準断面を示してください。
☐ 15. 消防水利平面図 縮尺 1/1,000 以上 細則第6条第1項第6号	☐ 消防水利の種類別(防火水槽、消火栓)の位置を表示してください。

☐ 16. 各種構造図 縮尺 1/50 以上 細則第6条第1項第6号	☐ 貯水槽、排水施設、給水施設、道路等の各構造を図示したもので、寸法、材料等を記入してください。
--	---

3. その他

書 類 名	作 成 要 領
☐ 委任状 細則第6条第1項第6号	☐ 代理者によって手続きを行う場合に、添付してください。
☐ 連たん図 縮尺 1/2,500 以上 細則第6条第1項第6号	☐ 法第34条11号(条例第4条)若しくは法第34条第12号(条例第6条第1項第2号)に該当する場合に、添付してください。
☐ 建築理由書 ☐ 申請者の戸籍全部事項証明書及び家系図 ☐ 自己及び本家所有の土地の固定資産税評価証明書 細則第6条第1項第6号	☐ 法第34条12号(条例第6条第1項第1号)に該当する場合に、添付してください。 ☐ 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。

○ 開発行為変更許可申請書及び開発行為変更届出書の作成要領

【提出部数: 正本1部・副本1部】

1. 図書

書 類 名	作 成 要 領
☐ 1-1. 開発行為変更許可申請書 細則別記第8号様式 細則第9条第1項	☐ 開発行為の変更は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。なお、欄に記入しきれない場合には、別紙に記入のうえ添付してください。
☐ 1-2. 開発行為変更届出書 細則別記第11号様式 細則別記第10条第1項	☐ 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。なお、記入しきれない場合には、別紙に記入のうえ添付してください。
☐ 2. 開発行為変更許可通知書 細則別記第9号様式 細則第9条第3項	☐ 開発行為変更申請の場合に、申請書の副本に添付してください。
☐ 3. 公共施設の管理者の同意書 法第30条第2項	☐ 内容を変更する場合に添付してください。 ※ 内容を変更する場合には、原則として、変更に係る法第32条に規定する手続きが完了した後に申請してください。

☐ 4. 公共施設の管理に関する協議書 法第30条第2項	☐ 内容を変更する場合に添付してください。 ※ 内容を変更する場合には、原則として、変更に係る法第32条に規定する手続きが完了した後に申請してください。
☐ 5. 変更理由書 細則第9条第2項第1号 【様式自由】	☐ 変更内容を記入してください。
☐ 6. 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書(全部事項証明書) 細則第9条第2項第2号	☐ 内容を変更する場合に添付してください。 ☐ 申請日より3ヶ月以内であるか確認してください。
☐ 7. 申請者の資力及び信用に関する書類一式 細則第9条第2項第2号 ※ 内容を変更する場合	☐ 内容を変更する場合に添付してください。
☐ 8. 工事施行者の能力に関する書類一式 細則第9条第2項第2号	☐ 内容を変更する場合に添付してください。 ☐ 開発行為変更届出書の場合にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの)(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書))及び工事経歴書のみを添付してください。

2. 図面

☐ 図面にはすべて設計者の記名・押印をしてください。

図 面 の 種 類	明 示 す べ き 事 項
☐ 1. 位置図 縮尺 1/50,000 以上 省令第17条第2項	☐ 開発区域の範囲を朱書してください。(都市計画図を利用してください。)
☐ 2. 区域図 縮尺 1/2,500 以上 省令第17条第2項	☐ 開発区域の範囲を朱書してください。(都市計画図を利用してください。)
☐ 3. 公図の写し 縮尺 1/600 以上 細則第9条第2項第2号	☐ 内容を変更する場合に添付してください。 ☐ 開発区域の地番を表示し、区域の境界を明示してください。
☐ 4. 設計変更説明図 縮尺任意 細則第9条第2項第3号	☐ 従前の設計図の変更に係る設計の内容を明示してください。 ☐ 変更前後の図面を添付してください。 ☐ 設計の変更以外の変更にあっては、設計説明書を添付してください。

☐ 5. 開発区域の求積図 縮尺 1/500 以上 細則第9条第2項第2号	☐ 内容を変更する場合に添付してください。
☐ 6. 土地利用計画図 縮尺 1/1,000 以上 細則第9条第2項第4号	☐ 申請書(正本・副本)とは別に、開発登録簿の図面として、1部提出してください。

※ 上記のほかに開発行為許可申請で提出された7. 造成計画平面図から16. 各種構造図までの図面に変更があった場合も変更図面が必要となります。担当窓口にてご確認ください。

3. その他

書 類 名	作 成 要 領
☐ 委任状 細則第6条第1項第6号	☐ 代理者によって手続きを行う場合に、添付してください。